

○松野町協働のまちづくり事業補助金交付要綱

平成22年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民が主体となった活動を支援し、協働のまちづくりを推進するため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、松野町単独補助金交付規則（平成11年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、町長が適当と認めた団体（以下「事業実施主体」という。）とする。

(補助対象事業等)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業並びに補助対象経費は、別表第1のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 同一事業について他の補助制度の対象となるもの
- (2) 営利活動を目的とするもの
- (3) その他町長が適当でないと認めたもの

(補助額等)

第4条 補助金の限度額は別表第2のとおりとする。

(補助金の申請期限)

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、事業開始日の30日前までに規則に定める事業計画書並びに収支予算書を提出しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第9号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月23日訓令第15号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月7日訓令第1号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

対象事業

区分	事業内容
まちづくり事業	(1) 地域資源を活用した事業 (2) 地域振興のためのイベント事業 (3) 地域の環境美化・保全事業 (4) 地域の定住促進に資する事業
ひとづくり事業	(1) 地域の担い手・人材を育成する事業 (2) 伝統・文化を継承する人材を育成する事業 (3) 地域間交流事業
地域計画推進事業	地域計画に定めた事業

補助対象経費

項目	内容
材料代	活動に必要な材料
印刷代	参加者募集のチラシ、パンフレット、写真等の印刷代
消耗品	活動に必要な文房具（筆記用具・紙・封筒など）
備品	活動の実施に不可欠なもので必要最小限のもの
レンタル料	機械（オペレーター含む）などの賃借（レンタル）料
使用料	町内に所在する施設などの使用料
保険料	活動にかかる損害保険や傷害保険等の加入料
謝礼金	講演会などを開催した場合の講師への謝礼金や専門技術者（重機オペレーター等）に支払う経費など

別表第2（第4条関係）

補助限度額

区分	補助限度額
まちづくり事業	10万円
ひとづくり事業	
地域計画推進事業	20万円